

障害者手帳を持っていなくても
税控除が受けられます

☎ 高齢者福祉課 ☎ (24)8755

要介護認定を受けている65歳以上の人で認知症や寝たきり状態で障害者に準ずる人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書を提示すると、所得税や市県民税・県民税の申告の際に障害者控除が受けられます。

軽自動車税(種別割)の税率

☎ 税務課 ☎ (24)8953

■原動機付自転車、二輪車など		
車両区分		税率(年額)
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
	特定小型	2,000円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■三輪・四輪以上の軽自動車					
税率(年額)					
車両区分		初度検査 年月	～H24年3月	H24年4月～ H27年3月	H27年4月～
四輪以上	三輪		4,600円	3,100円	3,900円
	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月によって税率が変わります

■廃車手続きは忘れずに
軽自動車税(種別割)は4月1日に軽自動車などを所有する人に課税されます。廃車・名義変更・転出などをしたときは必ず手続きをしてください。「盗難にあった」など車両がすでになく廃車手続きができない人はご相談ください。

■身体障害者の人などが対象の減免制度
一定の要件に該当する場合、本人が同居の家族が所有し障害者などのために使う軽自動車の軽自動車税(種別割)が申請で減免されます。詳しくは障害者手帳、車検証を準備してご連絡ください。申請期限は、減免を希望する年度の軽自動車税(種別割)の納期限までです。

市・県民税と所得税の
申告期間は2月17日(月)～3月17日(月) ※平日のみ

②市・県民税の申告

令和7年1月1日時点で銚子市に住所のある人
市・県民税の申告について ☎ 課税室 ☎ (24)8951

- ▶市・県民税申告会場 市役所1階 市民ホール
- ▶受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)
- ▶受付時間 8時30分～16時30分 ※提出は17時まで

窓口の混雑緩和にご協力を

注意！

営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費の明細書は事前に作成して持参してください。作成できていない場合、申告を受けできません。

- ▼市・県民税の申告が必要ない人
- 所得税の確定申告をする人
 - 給与所得者で、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出され、給与所得以外の所得のない人
 - 同居している家族の扶養親族として確定申告書が市・県民税申告書に記載されていて、前年中の収入がなかった人(これに当てはまる人でも所得証明書などが必要な人は申告が必要です)
 - 収入が公的年金のみの人

- ▼ただし以下の人は申告してください
- 収入が公的年金のみの人で扶養控除や医療費・生命保険料・社会保険料などの控除を受ける人
 - 申告対象年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(確定申告不要制度該当者)であっても、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある人
 - 市営住宅や県営住宅に住んでいる人
 - 扶養認定のため証明が必要な人

- ▼申告をすることで保険料が軽減される場合も
- 遺族年金や障害者年金のみを受給している人や前年中に所得がなかった人は市・県民税の申告をすることで国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などが軽減される場合があります

①所得税などの確定申告

☎ 銚子税務署 ☎ (22)1571

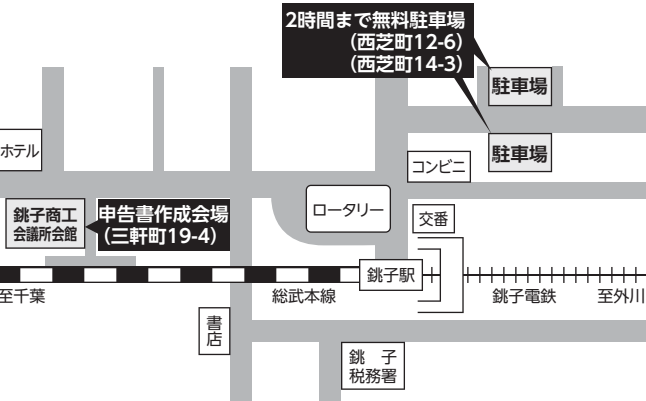
- ▶確定申告作成会場 銚子商工会議所会館1階 大ホール(三軒町19-4)
- ▶受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)
- ▶受付時間 8時30分～16時 ※提出は17時まで
- ▶相談時間 9時～17時

市役所でも作成・相談・提出ができます。

ただし…

注意！

青色申告の人、土地や株式などの譲渡所得・分離所得のある人、雑損控除を受ける人、亡くなった人の確定申告をする人、初めて住宅借入金等特別控除を受ける人、税務署の指導で前年分の修正申告をした人は銚子商工会議所会館へ。

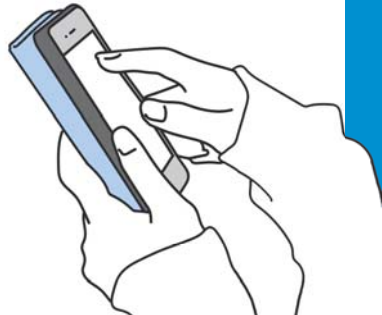


提出のみの場合は、銚子税務署に持参か郵送を。
〔銚子税務署 〒288-8666 銚子市栄町2-1-1〕

申告書などの正本(提出用)のみを提出(送付)してください
※控えに収受日付印は押さないことになりました

「入場整理券」を配付
配付状況で受付を早く締め切る場合があります。
会場での配付のほか、国税庁公式LINEで事前入手もできます。

国税庁ホームページで作成できます。
自動計算で誤りがありません。
作成した申請書は印刷して、郵送で提出できます。
マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがICカードリーダーライタを用意すればe-Taxでも提出できます。



忘れずに！
税の申告



- ①マイナンバーがわかる書類
- ②本人確認書類(運転免許証など)
- ③スマートフォン
- ④源泉徴収票や支払調書(給与、公的年金、個人年金、報酬など)、満期保険金など一時金の支払内訳書(原本)
- ⑤営業所得や農業所得、不動産所得などがある場合、売上、仕入、経費などを集計した帳簿やそれらを基に作成した収支内訳書(必ず計算した状態でお持ちください)
- ⑥医療費、生命保険・地震保険などの控除を受ける場合は明細書や証明書など(原本)
- ⑦口座番号がわかるもの(還付を受ける人のみ)